

「労災保険の業種区分に係る検討会」 報告書

「労災保険の業種区分に係る検討会」報告書

目次

1. はじめに	3
2. 労災保険における業種区分の役割とこれまでの業種区分の見直し	3
(1) 業種区分及び労災保険率適用事業細目の意義	3
(2) 業種区分の見直しに係る考え方	4
a. 平成 17 年基本方針	4
b. 平成 25 年報告書	4
(3) 業種区分の見直しの基準	4
(4) 近年の業種再編（平成 17 年基本方針策定以降）	5
a. 平成 18 年度	5
b. 平成 26 年度	5
c. 平成 27 年度	5
3. 本検討会における検討対象	5
(1) 「94 その他の各種事業」における業種区分	5
a. 「94 その他の各種事業」のうち 7 つの細目を検討対象とした理由	6
(a) 検討対象を選定する視点	6
(b) 選定された細目	6
(2) 「94 その他の各種事業」以外の業種区分	7
4. 「94 その他の各種事業」における 7 つの細目の状況、評価及び業種区分見直しの方向性	7
(1) 業界ヒアリングの実施	7
(2) ヒアリングを踏まえた 7 つの細目の状況	8
a. 業種区分設定上勘案すべき事項別の状況	8
(a) 「9425 教育業」	8
(b) 「9431 医療業」	9
(c) 「9432 社会福祉又は介護事業」	10
(d) 「9433 幼稚園」	11
(e) 「9434 保育所」	11
(f) 「9435 認定こども園」	12
(g) 「9436 情報サービス業」	12
b. 7 つの細目の状況	13
(3) 主な委員指摘事項	14
a. 今回の業種区分見直しに係る指摘事項	14

b. 今後の業種区分の検討に係る提言	15
(4) 7 つの細目の評価及び業種区分見直しの方向性	15
5. 「94 その他の各種事業」以外の業種区分に係る検討	16
(1) 業種区分の分離に係る検討	17
(2) 業種区分の統合に係る検討	17
6. 本報告書の取扱い.....	20
「労災保険の業種区分に係る検討会」 参集者.....	21
別添 1. 業種区分の見直しに係る考え方	22
別添 2. 労災保険率の業種別・適用事業場数及び適用労働者数（平成 28 年度末）	23
別添 3. 「94 その他の各種事業」の細目別適用状況（平成 26-28 年度）	24
別添 4. 「94 その他の各種事業」の各細目の災害発生頻度及び重篤度（平成 26-28 年度）	25
別添 5. 業界ヒアリング結果.....	26
別添 6. 細目間の状況.....	31
(1) 日本標準産業分類との対応関係.....	31
(2) 保険集団の規模.....	33

「労災保険の業種区分に係る検討会」報告書

1. はじめに

労災保険制度の適用事業場数は 279 万事業場、適用労働者数は 5,748 万人（平成 28 年度末）となっている。保険料率たる労災保険率は、適用事業場を 54 種類に区分した業種（事業の種類）ごとに、それぞれ災害率等に応じて設定し、概ね 3 年ごとに改定している。

業種区分は、産業構造や労働災害発生状況等の変化を勘案して料率改定ごとに必要な見直しを行っており、最近では、平成 18 年度労災保険率改定において「その他の各種事業」から「通信業、放送業、新聞業又は出版業」、「卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業」、「金融業、保険業又は不動産業」を分離し、平成 27 年度労災保険率改定においては「たばこ等製造業」を「食料品製造業」に統合している。

労災保険制度には、事業主の保険料負担の公平性を確保するとともに、労働災害防止インセンティブを有効に機能させる仕組みとして、積立金による財政方式やメリット制が設けられているが、業種別労災保険率設定も同様の機能を果たすものである。現在の業種区分の中には「その他の各種事業」のように、事業場数が 92 万事業場、労働者数が 2,100 万人（平成 28 年度末）と、全体の 3 割以上を占める大きな保険集団も存在しており、その観点から、業種区分の検討が必要と考えられる。

そこで、業種区分に係る提言を得るため、社会保障、保険数理等の外部有識者による「労災保険の業種区分に係る検討会」（以下「本検討会」という。）を開催した。

2. 労災保険における業種区分の役割とこれまでの業種区分の見直し

(1) 業種区分及び労災保険率適用事業細目の意義

事業主の労働災害防止インセンティブを有効に機能させるため、業種別に労災保険率を設定している。労災保険率は概ね 3 年ごとに改定しており、直近の労災保険率の改定は平成 30 年度となっている。

業種区分は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和 47 年労働省令第 8 号）（以下「徴収則」という。）第 16 条及び別表第 1 において、労災保険率と併せて規定されている。平成 30 年度労災保険率改定は、現行規定されている 54 種類の業種区分の下で行い、保険料負担の公平性を確保している。

業種区分を明確化するため、告示で労災保険率適用事業細目（以下「細目」という。）を定めている。細目は、保険関係成立等の手続きにおいて、個々の事業に適用する。現行 161 種類の細目が規定されており、それぞれ 4 桁の番号で定義されている。4 桁のうち上 2 桁は、54 種類の業種区分の番号と対応する。

細目は、労災業務データを蓄積する最小単位にもなっている。

(2) 業種区分の見直しに係る考え方

業種区分の見直しについては、「労災保険率の設定に関する基本方針」（平成 17 年 3 月 25 日）（以下「平成 17 年基本方針」という。）及び「労災保険の事業の種類に係る検討会報告書」（平成 25 年 3 月 21 日）（以下「平成 25 年報告書」という。）で一定の考え方が示されている（別添 1 参照）。

a. 平成 17 年基本方針

平成 17 年基本方針は、第 15 回労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会において、その考え方について審議の上、策定及び公表したものである。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）（以下「徴収法」という。）及び徴収則を踏まえて労災保険率の設定方法を整理したものであり、労災保険率は 3 年ごとに改定すること、業種別に設定すること等を規定している。

平成 17 年基本方針では、労災保険の業種区分は、労働災害防止インセンティブを有効に機能させるという観点から、作業態様や災害の種類の類似性のある業種グループ等に着眼して、当該グループごとの災害率を勘案して分類することとする。その際には、費用負担の連帯性の下に労働災害防止活動を効果的に浸透させていくことのできる業界団体等の組織状況等について斟酌しつつ、保険技術上の観点から、保険集団としての規模及び日本標準産業分類に基づく分類等をも勘案するとされている。

b. 平成 25 年報告書

平成 25 年報告書では、労災保険の業種区分の再編は、平成 17 年基本方針を基本とし、具体的には次のことも考慮すべきであるとされている。

・ 業種区分の分離については、

- ①労働災害防止活動を期待できること、
- ②労働災害防止インセンティブを事業主に喚起させる労災保険率であること。

・ 業種区分の統合については、

- ①統合する対象の業種双方の労災保険率がほぼ同等であること、
- ②統合する対象の業種における作業態様が類似していること、
- ③関係業界団体等の組織・活動状況を斟酌すること、
- ④統合する対象に、年間の新規受給者数が 1,000 人未満の業種区分が含まれていること、
- ⑤統合した業種区分に係る災害率を経年的に把握・分析すること。

(3) 業種区分の見直しの基準

業種区分については、産業構造や労働災害発生状況等の変化を勘案して随時見直しが必要であり、見直しに際しては、平成 17 年基本方針及び平成 25 年報告書で示された一定の考え方に基づき検討することとなる。

本検討会においても、平成 17 年基本方針及び平成 25 年報告書で示された一定の考え方に基づき、業種区分の検討を行った。

(4) 近年の業種再編（平成 17 年基本方針策定以降）

a. 平成 18 年度

- ・「94 その他の各種事業」から 3 業種を分離新設

産業構造の変化に伴い、「94 その他の各種事業」の中にリスクの異なるさまざまな集団が含まれていることを踏まえ、事務従事者割合の比較的高い業種の中で、保険集団としての規模、日本標準産業分類等を考慮して、「97 通信業、放送業、新聞業又は出版業」、「98 卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業」、「99 金融業、保険業又は不動産業」を新たな業種として分離新設した（徴収則及び告示改正。平成 18 年 4 月 1 日施行）。

b. 平成 26 年度

- ・製造業の細目を整理

製造業においては、保険集団の大きさと比して業種区分がきめ細かく設定されていることを踏まえ、細目を統合した（告示改正。平成 26 年 4 月 1 日施行）。

- ・「94 その他の各種事業」内で細目を再編

- ①労働者数が多数であること等を踏まえ、当該業種の分離・独立を検討できるようデータの収集・整備を図るために「9436 情報サービス業」を細目として新設した（告示改正。平成 26 年 4 月 1 日施行）。
- ②「94 その他の各種事業」の中で最大の規模となっていた「医療保健業」が、大きく「医療」と「福祉」に二分できることを踏まえ、データを収集・整備した結果に基づき社会政策的な見地から検討できるようにするため、細目を再編し、「9431 医療業」と「9432 社会福祉又は介護事業」を新設した（告示改正。平成 26 年 4 月 1 日施行）。
- ③従前より、幼稚園を「教育業」、保育所を「医療保健業」の適用としていたところ、認定こども園が登場したことを踏まえ、「医療保健業」の再編と併せて、「9433 幼稚園」、「9434 保育所」、「9435 認定こども園」の細目を新設した（告示改正。平成 26 年 4 月 1 日施行）。

c. 平成 27 年度

- ・「41 食料品製造業」と「65 たばこ等製造業」を統合

「たばこ等製造業」の保険集団が縮小していることや、作業態様の類似性等を踏まえ、「食料品製造業」と「たばこ等製造業」を統合した（徴収則及び告示改正。平成 27 年 4 月 1 日施行）。

3. 本検討会における検討対象

(1) 「94 その他の各種事業」における業種区分

「94 その他の各種事業」は、適用事業場数が 92 万事業場、適用労働者数が 2,100 万人

（平成 28 年度末）と、全体の 3 割以上を占めており、保険集団としての規模が極端に大きい状況となっている（別添 2 参照）。

このような状況は、労働災害防止インセンティブの阻害要因となり得るものであり、また、集団内の均質性を低下させるため不公平感をもたらすおそれがある。このため、本検討会では、「94 その他の各種事業」における業種区分について、保険集団として成立するだけの適切な規模とし、かつ、可能な限り均質な集団となるよう検討することとした。

a. 「94 その他の各種事業」のうち 7 つの細目を検討対象とした理由

(a) 検討対象を選定する視点

平成 17 年基本方針に規定されている業種区分設定において勘案すべき要素は、以下のものとされている。

- ・ 作業態様
- ・ 災害の種類
- ・ 災害率
- ・ 業界団体の組織状況
- ・ 保険集団の規模
- ・ 日本標準産業分類

これを踏まえ、まずは以下の観点から「94 その他の各種事業」内の細目を評価した。

- ①適用労働者数が 100 万人以上の細目（保険集団の規模）、
- ②災害発生頻度と災害重篤度に以下の特徴がある細目（災害の種類及び災害率が反映された指標）、
 - ②－1 災害発生頻度が高い一方、災害重篤度が低い、
 - ②－2 災害発生頻度が低い一方、災害重篤度が高い。

（注）ここで、災害発生頻度＝新規受給者数÷適用労働者数、災害重篤度＝新規年金受給者数÷新規受給者数、である。

(b) 選定された細目

「94 その他の各種事業」内の細目のうち、以下の 7 つの細目が上記の条件（①又は②－1 又は②－2）に合致した（別添 3、別添 4 参照）。

細目	①に該当	②－1 に該当	②－2 に該当
9425 教育業	○		
9431 医療業	○	○	
9432 社会福祉又は介護事業	○	○	
9433 幼稚園		○	
9434 保育所		○	
9435 認定こども園		○	
9436 情報サービス業	○		○

(注) 結果的に、②-2に該当する細目は①に該当するもののみであった。これら7つの細目は平成26年度に再編された細目でもある。

そこで、本検討会では、「94 その他の各種事業」のうち、集団としての規模の大きなもの（①に該当）や、災害率（災害発生頻度及び災害重篤度）に特徴のみられるもの（②-1又は②-2に該当）に該当する、これら7つの細目（「9425 教育業」、「9431 医療業」、「9432 社会福祉又は介護事業」、「9433 幼稚園」、「9434 保育所」、「9435 認定こども園」、「9436 情報サービス業」）を「94 その他の各種事業」における業種区分の検討対象として選定した。

(2) 「94 その他の各種事業」以外の業種区分

業種区分の分離については、平成18年度労災保険率改定に併せて、「94 その他の各種事業」から「97 通信業、放送業、新聞業又は出版業」、「98 卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業」、「99 金融業、保険業又は不動産業」を新たな業種として分離新設した

(2. (4) a.)。

また、業種区分の統合については、平成25年報告書を踏まえ、平成27年度労災保険率改定に併せて、「食料品製造業」と「たばこ等製造業」を統合した(2. (4) c.)。

そこで、本検討会では、「94 その他の各種事業」以外の業種について、上記の業種区分の分離及び統合後の状況等を踏まえつつ、平成17年基本方針及び平成25年報告書で示された一定の考え方にに基づき、業種区分の分離又は統合の要否を検討することとした。

4. 「94 その他の各種事業」における7つの細目の状況、評価及び業種区分見直しの方向性

(1) 業界ヒアリングの実施

労災業務データの最小単位が細目であることや、細目と他の分類体系が多対多の対応関係になっていることにより、既存のデータでは把握が困難なものがある。

そこで、業界の組織状況が、業種区分設定において勘案すべき要素の一つであることも踏まえ、行政が保有するデータではとらえきれない業界の実態を把握するために業界ヒアリングを実施した。

7つの細目に該当する業界から、次表に掲げる合計14団体の協力を得て本検討会に報告した。

業界団体	細目
(一社) 全国産業人能力開発団体連合会	9425 教育業
(公社) 日本医師会	9431 医療業
(一社) 全国児童発達支援協議会 (社福) 全国社会福祉協議会全国身体障害者施設協議会 (公財) 日本知的障害者福祉協会 (社福) 全国社会福祉協議会全国社会就労センター協議会	9432 社会福祉又は介護事業

(公社) 全国老人保健施設協会 (公社) 全国老人福祉施設協議会 (一社) 日本在宅介護協会	
全国国公立幼稚園・こども園長会	9433 幼稚園
(公社) 全国私立保育園連盟	9434 保育所
特定非営利活動法人全国認定こども園協会	9435 認定こども園
(一社) 情報サービス産業協会 (一社) コンピュータソフトウェア協会	9436 情報サービス業

(2) ヒアリングを踏まえた7つの細目の状況

a. 業種区分設定上勘案すべき事項別の状況

「94 その他の各種事業」における7つの細目の業種区分設定上勘案すべき事項（日本標準産業分類、保険集団の規模、作業態様、災害の種類及び特徴、災害率、業界団体の組織状況及び取り組み状況）別の状況は、以下のとおりである。なお、このうち、業界ヒアリング結果等を踏まえ整理した事項（作業態様、災害の種類及び特徴、業界団体の組織状況及び取り組み状況）別の状況は、別添5に記載している（日本標準産業分類との対応関係、保険集団の規模は別添6参照）。

(a) 「9425 教育業」

この分類には、学校、自動車教習所等の教育に関する事業が該当する。ただし、幼稚園の事業は「9433 幼稚園」に、認定こども園の事業は「9435 認定こども園」に含まれる。

学校、各種学校、学習塾等の教育に関する事業は、本分類に含まれる。

スイミングクラブ、フィットネスクラブ等、商業スポーツ施設等で専門的な指導を行うことを常態とする事業は、本分類に含まれる。

ただし、専門的な指導を行うことを常態とせず、施設、設備等の提供のみを行う事業は本分類には含めず、「9419 劇場、遊戯場その他の娯楽の事業」に含める。

日本標準産業分類

○81 学校教育（811 幼稚園、819 幼保連携型認定こども園を除く）

○82 その他の教育、学習支援業

保険集団の規模

労災保険適用状況

年度	適用事業場数	適用労働者数	新規受給者数 (業務災害)	新規年金受給者 数 (業務災害)
H26	36, 153	1, 551, 492	10, 540	9
H27	35, 299	1, 576, 700	9, 879	19

H28	36,751	1,616,368	9,834	15
H29	38,258	1,665,715	10,304	12

平成 26 年経済センサス

日本標準産業分類	民営事業所数	民営従業者数	民営雇用者数
812 小学校	289	10,531	10,531
813 中学校	685	22,946	22,946
814 高等学校, 中等教育学校	1,819	115,824	115,824
815 特別支援学校	59	2,379	2,379
816 高等教育機関	2,271	540,057	540,057
817 専修学校, 各種学校	4,228	119,869	119,454
818 学校教育支援機関	19	1,081	1,081
82 その他の教育, 学習支援業	151,944	821,834	720,907

(注) 雇用者数＝有給役員＋常用雇用者＋臨時雇用者。以下の細目において同じ。

災害率

○災害発生頻度、災害重篤度ともに、「94 その他の各種事業」との乖離は大きくない。

(b) 「9431 医療業」

この分類には、病院、一般診療所、歯科診療所、助産所、看護業、療術業等の医療及び保健衛生に関するサービスを行う事業が該当する。

歯科技工所並びにあん摩マッサージ指圧師、針師、灸師及び柔道整復師の施術所は、本分類に含まれる。

また、飼育動物に関する診療及び保健衛生の指導その他の獣医事を行う動物病院は、本分類に含まれる。

日本標準産業分類

○83 医療業

○84 保健衛生

○741 獣医業

保険集団の規模

労災保険適用状況

年度	適用事業場数	適用労働者数	新規受給者数 (業務災害)	新規年金受給者 数 (業務災害)
H26	116,842	3,054,586	36,531	26
H27	161,399	3,222,666	38,555	16
H28	163,917	3,306,679	39,593	15
H29	165,611	3,373,248	42,498	18

平成 26 年経済センサス

日本標準産業分類	民営事業所数	民営従業者数	民営雇用者数
83 医療業	256,602	3,761,519	3,570,681
84 保健衛生	2,552	68,575	68,218
741 獣医業	9,710	49,316	43,118

災害率

○災害発生頻度が高い一方、災害重篤度は低い。

(c) 「9432 社会福祉又は介護事業」

この分類には、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業等の社会福祉及び介護に関するサービスを行う事業が該当する。

ただし、保育所の事業は「9434 保育所」に、認定こども園の事業は「9435 認定こども園」に含まれる。

学童保育、放課後児童クラブ等の名称で行う放課後児童健全育成事業は、本分類に含まれる。

日本標準産業分類

○8539 その他の児童福祉事業

○854 老人福祉・介護事業

○855 障害者福祉事業

○859 その他の社会保険・社会福祉・介護事業

保険集団の規模

労災保険適用状況

年度	適用事業場数	適用労働者数	新規受給者数 (業務災害)	新規年金受給者 数 (業務災害)
H26	58,773	2,455,081	24,783	24
H27	70,744	2,336,156	29,526	25
H28	74,300	2,462,536	31,664	19
H29	77,200	2,574,753	34,418	22

平成 26 年経済センサス

日本標準産業分類	民営事業所数	民営従業者数	民営雇用者数
8539 その他の児童福祉事業	11,531	141,644	141,231
8541 特別養護老人ホーム	8,699	569,807	569,807
8542 介護老人保健施設	3,713	281,156	281,156
8543 通所・短期入所介護事業	31,713	486,147	486,055
8544 訪問介護事業	18,768	392,339	392,288
8545 認知症老人グループホーム	10,321	178,361	178,354

8546 有料老人ホーム	6,458	190,510	190,500
8549 その他の老人福祉・介護事業	13,819	127,274	127,220
855 障害者福祉事業	23,956	364,801	364,730
859 その他の社会保険・社会福祉・介護事業	4,911	107,778	107,722

災害率

○災害発生頻度が高い一方、災害重篤度は低い。

(d) 「9433 幼稚園」

この分類には、幼稚園の事業が該当する。

日本標準産業分類

○811 幼稚園

保険集団の規模

労災保険適用状況

年度	適用事業場数	適用労働者数	新規受給者数 (業務災害)	新規年金受給者 数 (業務災害)
H26	3,741	69,274	505	2
H27	5,440	71,057	987	0
H28	5,368	72,811	1,258	1
H29	5,318	72,616	1,477	0

平成 26 年経済センサス

日本標準産業分類	民営事業所数	民営従業者数	民営雇用者数
811 幼稚園	8,237	149,261	148,830

災害率

○災害発生頻度が高い一方、災害重篤度は低い。

(e) 「9434 保育所」

この分類には、保育所の事業が該当する。

日本標準産業分類

○8531 保育所

保険集団の規模

労災保険適用状況

年度	適用事業場数	適用労働者数	新規受給者数 (業務災害)	新規年金受給者 数 (業務災害)
----	--------	--------	------------------	---------------------

H26	11, 153	283, 019	2, 078	0
H27	15, 317	306, 573	4, 038	2
H28	15, 883	325, 244	5, 015	2
H29	16, 546	346, 614	5, 644	0

平成 26 年経済センサス

日本標準産業分類	民営事業所数	民営従業者数	民営雇用者数
8531 保育所	22, 228	452, 812	449, 474

災害率

○災害発生頻度が高い一方、災害重篤度は低い。

(f) 「9435 認定こども園」

この分類には、認定こども園の事業が該当する。

日本標準産業分類

○811 幼稚園

○819 幼保連携型認定こども園

○8531 保育所

保険集団の規模

労災保険適用状況

年度	適用事業場数	適用労働者数	新規受給者数 (業務災害)	新規年金受給者 数 (業務災害)
H26	931	18, 764	237	0
H27	1, 546	25, 523	358	0
H28	1, 781	32, 191	530	0
H29	2, 075	42, 041	711	0

平成 26 年経済センサス

日本標準産業分類	民営事業所数	民営従業者数	民営雇用者数
811 幼稚園	8, 237	149, 261	148, 830
8531 保育所	22, 228	452, 812	449, 474

(注) 平成 26 年経済センサスでは、「819 幼保連携型認定こども園」は表章されていない。

災害率

○災害発生頻度が高い一方、災害重篤度は低い。

(g) 「9436 情報サービス業」

この分類には、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業等の情報サービス業及び

インターネット付随サービス業の事業が該当する。

日本標準産業分類

○39 情報サービス業

○40 インターネット付随サービス業

保険集団の規模

労災保険適用状況

年度	適用事業場数	適用労働者数	新規受給者数 (業務災害)	新規年金受給者 数 (業務災害)
H26	29,914	1,054,065	979	6
H27	33,717	1,078,014	1,534	13
H28	35,716	1,140,498	1,669	9
H29	37,475	1,177,535	1,809	5

平成 26 年経済センサス

日本標準産業分類	民営事業所数	民営従業者数	民営雇用者数
39 情報サービス業	36,019	1,074,381	1,073,669
40 インターネット付随サービス業	5,033	83,093	82,809

災害率

○災害発生頻度が低い一方、災害重篤度は高い。

b. 7 つの細目の状況

以上の「a. 業種区分設定上勘案すべき事項別の状況」を基に、7 つの細目の状況（ヒアリング結果を含む）を下表のとおり整理した。

細目	現状（ヒアリング結果を含む）
9425 教育業	・適用労働者数は 160 万人以上。 ・災害発生頻度、災害重篤度ともに、「94 その他の各種事業」との乖離は大きくない。 ・学校教育とそれ以外の教育分野では、業務内容や学習指導以外の業務量が異なるため、災害発生状況に相違が生じている可能性がある。
9431 医療業	・適用労働者数は 330 万人以上。 ・災害発生頻度が高い一方、災害重篤度は低い。 ・国家資格保有者（医師、看護師等）を中心とした体制。事業主団体と職能団体において、過重労働等の労働環境に対する課題認識が共通。
9432 社会福祉又は介護事業	・適用労働者数は 240 万人以上。 ・災害発生頻度が高い一方、災害重篤度は低い。 ・利用者の年齢階層やサービス提供場所の相違が、作業態様や災害発生状況にも

	影響を与えている可能性がある。福祉サービスの種類ごとに業界団体も多数存在。
9433 幼稚園	・適用労働者数は約 7 万人。 ・災害発生頻度が高い一方、災害重篤度は低い。 ・各クラスに一人の担任教諭を配置。
9434 保育所	・適用労働者数は約 35 万人。 ・災害発生頻度が高い一方、災害重篤度は低い。 ・11 時間以上の開所を前提としたシフト制。
9435 認定こども園	・適用労働者数は約 4 万人。 ・災害発生頻度が高い一方、災害重篤度は低い。 ・新設よりも、既存の幼稚園及び保育所からの移行が多い。幼稚園教諭と保育士、双方の資格を有する者が多数従事。
9436 情報サービス業	・適用労働者数は 110 万人以上。 ・災害発生頻度が低い一方、災害重篤度は高い。 ・労働災害の中で精神障害に係るものの割合が高い。長時間労働対策が、業界共通の課題として認識されている。

(3) 主な委員指摘事項

本検討会における委員の主な指摘は、以下のとおりである。

a. 今回の業種区分見直しに係る指摘事項

- ①再編要否の判断に際しては、平成 17 年 3 月の基本方針や平成 25 年 3 月の報告書に掲げる要件を勘案すべき。
- ②労災保険の社会保険的性格を踏まえると、保険集団内の均質性が大きく損なわれない限りは、業種を分割するには及ばない。ただし相互扶助の観点から許容可能な範囲の相違に収まっているか否かを評価するため、労災業務データを取得できるよう細目の設定を工夫すべき。
- ③事業主団体が作業態様の詳細を全て把握できるとは限らない可能性もあり、職能団体の知見も有用ではないか。
- ④仮に、業界として労働災害防止対策に取り組むことが困難であったとしても、その事実のみを以て、業種区分の再編を見送る必要はない。
- ⑤作業態様や労働災害発生形態に共通点があっても、業界ごと取るべき対策が共通するとは限らない。
- ⑥老人介護事業のように、施設と個人宅等、サービスを提供する場所が異なるものについては、作業態様や労働災害発生形態が異なる可能性もあるので、労災業務データを取得して比較できるようにすべき。

⑦「社会福祉又は介護事業」について、労災業務データを取得するために細目を新たに設定する場合は、老人福祉・介護事業における施設系と訪問系は別に取り扱うべき。

⑧保育所とそれ以外の児童福祉事業にどのような相違があるかを検証するために、労災業務データを取得して比較できるようにすべき。

b. 今後の業種区分の検討に係る提言

⑨業界団体の認識が、客観的なデータと合致しているかを検証するため、労災業務データを取得できるようにすべき。

⑩被災前の労働者の属性を把握せず、かつ、一事業場一適用の原則を維持する限り、職業構成で業種を特徴付けるのは限界がある。

⑪雇用形態の相違が、作業態様や労働災害防止対策に一定の影響を与える可能性があることにも留意すべき。

⑫労災業務データを、労働者死傷病報告に基づくデータや、日本標準産業分類を用いたデータと組み合わせて分析できる手法を工夫すべき。

⑬既に存在しているデータを、統合・連結・紐付けする等して、活用することも必要ではないか。

⑭業界ヒアリングで得られた知見を今後の業種区分の検討につなげていくことが必要。例えば、高齢就業者や女性の非正規雇用の増加が労働災害に与える影響等、今後は労働災害の増加理由の分析も重要になる。

(4) 7つの細目の評価及び業種区分見直しの方向性

上記を踏まえ、7つの細目について下表のとおり評価し、業種区分の見直しの方向性案を整理した。

7つの細目ごとの評価及び業種区分見直しの方向性

細目	評価	業種区分見直しの方向性
9425 教育業	・適用労働者数は160万人以上。 ・細目内の学校教育とそれ以外の教育において、災害状況等に相違が生じている可能性（均質でない可能性）がある。 ・分析のため、それぞれの集団のデータを取得できるようにする必要がある。	細目を細分化して、学校教育とそれ以外の教育機関の相違が与える影響について、データを取得できるようにする。
9431 医療業	・適用労働者数は330万人以上。	業種新設が可能と考えられる。なお、

	・労働環境に対する業界としての認識も共通。 ・保険集団としての安定性、均質性が認められる。	平成 25 年報告書に掲げる要件への適合性につき、留意が必要（注）。
9432 社会福祉又は介護事業	・適用労働者数は 240 万人以上。 ・細目内で、利用者やサービス提供場所の相違が、災害状況等に影響を与えている可能性（均質でない可能性）がある。 ・分析のため、それぞれの集団のデータを取得できるようにする必要がある。	細目を細分化して、利用者の年齢階層やサービス提供場所の相違が与える影響について、データを取得できるようにする。
9433 幼稚園	・3 つの細目の境界は薄れつつあるものの、業務体制等に相違。 ・現状、3 つの細目を合計しても適用労働者数は 50 万人を下回る。 ・ただし集団の大きさは流動的。	今後の動向に留意しつつ、引き続き細目のデータを蓄積していくこととする。
9434 保育所		今後の動向に留意しつつ、引き続き細目のデータを蓄積していくこととする。
9435 認定こども園		今後の動向に留意しつつ、引き続き細目のデータを蓄積していくこととする。
9436 情報サービス業	・適用労働者数は 110 万人以上。 ・発生している災害の種類に特徴があり、業界共通の課題として認識されている。 ・保険集団としての安定性、均質性が認められる。	業種新設が可能と考えられる。なお、平成 25 年報告書に掲げる要件への適合性につき、留意が必要（注）。

（注）平成 25 年報告書において、「労働災害防止インセンティブを事業主に喚起させる労災保険率であること」を考慮するとされている。

- ・業種区分として新設することが可能と考えられるもの：2 細目（「9431 医療業」、「9436 情報サービス業」）
- ・細目を更に細分化してデータ蓄積すべきもの：2 細目（「9425 教育業」、「9432 社会福祉又は介護事業」）
- ・現行の細目を維持して引き続きデータ蓄積すべきもの：3 細目（「9433 幼稚園」、「9434 保育所」、「9435 認定こども園」）

5. 「94 その他の各種事業」以外の業種区分に係る検討

「94 その他の各種事業」以外の業種について、業種区分の分離又は統合の可否について検討し、整理した。

(1) 業種区分の分離に係る検討

「94 その他の各種事業」以外の業種で、保険集团の大きさの観点から業種区分の分離検討の対象となり得るものとしては、現行 54 業種のうち 2 番目に大きな保険集団となっている「98 卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業」が挙げられる。

「98 卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業」の現状をみると、適用事業場数は 55 万事業場、適用労働者数は 1,478 万人（平成 28 年度末）となっている。

「98 卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業」の労災保険適用状況

年度	適用事業場数	適用労働者数	新規受給者数 (業務災害)	新規年金受給者 数 (業務災害)
H26	545, 145	14, 201, 473	133, 815	330
H27	550, 741	14, 472, 798	134, 954	318
H28	554, 923	14, 782, 168	136, 733	331
H29	558, 785	14, 912, 778	138, 103	291

平成 26 年経済センサス

日本標準産業分類	民営事業所数	民営従業者数	民営雇用者数
I 卸売業、小売業	1, 407, 235	12, 031, 345	11, 413, 360
M 宿泊業、飲食サービス業	725, 090	5, 489, 571	4, 929, 517

(注) 雇用者数＝有給役員＋常用雇用者＋臨時雇用者。

「98 卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業」は、平成 18 年度労災保険率改定に併せて、「94 その他の各種事業」から新たな業種として分離新設したものであり (2. (4) a.)、3 つの細目 (「9801 卸売業・小売業」、「9802 飲食店」、「9803 宿泊業」) からなっている。

また、分離新設後における「98 卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業」の労災保険率の改定経過をみると、5 厘 (平成 18 年度)、4 厘 (21 年度)、3.5 厘 (24 年度)、3.5 厘 (27 年度)、3 厘 (30 年度) となっており、平成 27 年度労災保険率改定において据え置きとなった以外は、3 年ごとの労災保険率改定のたびに、料率が引き下げとなっている。

以上のように、「98 卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業」については、

- ①平成 18 年度労災保険率改定時に新たな業種として分離新設したものであること、
 - ②直近の平成 30 年度労災保険率改定においても料率が引き下げとなっており (3.5 厘→3 厘)、事業主の労働災害防止努力が料率に反映されていると考えられること、
- という状況にあるところ、このような状況を踏まえれば、直ちに業種区分の分離が必要とまではいえないと考えられる。

(2) 業種区分の統合に係る検討

平成 25 年報告書を踏まえて、新規受給者数 (業務災害) が 1,000 人を下回る業種について、業種区分の統合の可否を検討した。

(注)平成 25 年報告書において、業種区分の統合の要件の一つに、「小さな保険集団をできる限りなくすため、統合する業種の区分の対象に、年間の新規受給者数が 1,000 人未満の業種の区分が含まれていること」とある。この新規受給者数 1,000 人要件は、保険数理の信頼性理論を援用したものであるが、基本的な考え方は以下のとおりである。

災害発生状況が、母集団数を N 、災害発生確率を p とする二項分布 $B(N, p)$ に従うと仮定すれば、

・平均 $= Np$ = 新規受給者数

・標準偏差 $= \sqrt{Np(1-p)}$

実際に観測される新規受給者数は、偶然の変動によりばらつきを伴うことが想定されるところ、そのばらつきは標準偏差で評価できる（平均 $\pm$ 定数 $\times$ 標準偏差）。

新規受給者数 Np が十分大きければ、その平方根に比例する標準偏差が平均に比して相対的に小さくなるため、実際に観測される新規受給者数の揺らぎは少ないと考えられる。

反対に、新規受給者数 Np が小さい場合、標準偏差が平均に比して相対的に大きくなるため、実際に観測される新規受給者数が、偶然の変動で大きく揺らいでいる可能性があり、適切な労災保険率を設定することが困難となる。

この新規受給者数の閾値の目安として、 $Np=1,000$ を採用しているものである。

平成 28 年度において新規受給者数（業務災害）が 1,000 人を下回る業種は、以下の 22 業種である。

業種	新規受給者数 (業務災害)
11 海面漁業	467
12 定置網漁業又は海面魚類養殖業	636
21 金属鉱業、非鉄金属鉱業又は石炭鉱業	141
23 石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	24
24 原油又は天然ガス鉱業	15
25 採石業	261
26 その他の鉱業	167
31 水力発電施設、隧道等新設事業	498
32 道路新設事業	336
33 ほ装工事業	537
34 鉄道又は軌道新設事業	44
45 パルプ又は紙製造業	731
48 ガラス又はセメント製造業	681
49 その他の窯業又は土石製品製造業	916
51 非鉄金属精錬業	607
55 めつき業	948
62 陶磁器製品製造業	201
63 洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業	471
64 貴金属製品、装身具、皮革製品製造業	432

73 港湾貨物取扱事業	223
74 港湾荷役業	433
81 電気、ガス、水道又は熱供給の事業	727

以上の 22 業種について、統合を検討できそうな単位でグループ化すると、次頁の表のとおりであり、13 のグループの統合パターンが考えられる。

ただし統合に際しては、13 のいずれのグループの統合パターンについても、平成 25 年報告書に照らすと以下の①から④のいずれか又は複数の課題があり、引き続き検討が必要と考える。

- ①類似すると考えられる業種との間に、料率水準の乖離があるもの
- ②作業態様の観点から、類似する業種を見出すことが困難なもの
- ③業界組織の観点から、類似する業種を見出すことが困難なもの
- ④類似すると考えられる業種を統合しても、新規受給者数が 1,000 人前後に止まるもの

なお、仮に、①の課題を有する料率水準の乖離がある業種を統合した場合には、事業主の労働災害防止インセンティブを阻害するおそれがあると考えられる。

(注 1) ①の料率水準の乖離については、統合対象となる業種の当事者がどのように受け止めるかにも依存するので一概には言えないものの、基本的には統合する対象の業種双方の労災保険率が同率であることであり、最大でも 0.5 厘から 1 厘までの乖離に収まることが容認可能な目安と考えられる。

なお、平成 25 年報告書では、業種区分の統合について、製造業における「食料品製造業」と「たばこ等製造業」を統合すべきであるとされ、平成 27 年度労災保険率改定において、両業種が統合されたところ。当該統合は、両業種の足下の労災保険率はともに 6 厘と、同率となっていたものである。

(注 2) 22 業種については、下記の 13 のグループの統合パターン以外にも、同一大分類（事業の種類の分類）内において他の業種と組み合わせるパターン等が形式的には考えられる。しかしながらそれらいずれのパターンについても、①から④のいずれか又は複数の課題があり、引き続き検討が必要と考える。

13 のグループの統合パターン

統合を検討する業種グループ	料率	適用労働者数	新規受給者数 (業務災害)	課題	
11 海面漁業	18	19,396	467	1,103	①、④
12 定置網漁業又は海面魚類養殖業	38	9,252	636		
21 金属鉱業、非鉄金属鉱業又は石炭鉱業	88	1,142	141	608	①、④
23 石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	16	2,787	24		
24 原油又は天然ガス鉱業	2.5	1,148	15		
25 採石業	49	9,234	261		
26 その他の鉱業	26	7,931	167		

31 水力発電施設、隧道等新設事業 (37 その他の建設事業)	62 (15)	20, 873 (761, 605)	498 (9, 611)	①
32 道路新設事業	11	32, 441	336 537 44 } 917	①、④
33 ほ装工事業	9	52, 699		
34 鉄道又は軌道新設事業	9	4, 071		
32 道路新設事業	11	32, 441	336	①
33 ほ装工事業	9	52, 699	537	
34 鉄道又は軌道新設事業	9	4, 071	44	
(37 その他の建設事業)	(15)	(761, 605)	(9, 611)	
45 パルプ又は紙製造業 (44 木材又は木製品製造業)	6. 5 (14)	48, 466 (199, 175)	731 (5, 069)	①
48 ガラス又はセメント製造業	6	55, 127	681	①、③
49 その他の窯業又は土石製品製造業	26	58, 043	916	
62 陶磁器製品製造業	18	23, 074	201	
(66 コンクリート製造業)	(13)	(72, 691)	(1, 803)	
51 非鉄金属精錬業 (52 金属材料品製造業)	7 (5. 5)	39, 339 (67, 401)	607 (1, 089)	①
55 めつき業 (54 金属製品製造業又は金属加工業)	7 (10)	38, 139 (691, 343)	948 (15, 416)	①
63 洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業 (54 金属製品製造業又は金属加工業)	6. 5 (10)	20, 856 (691, 343)	471 (15, 416)	①
64 貴金属製品、装身具、皮革製品製造業 (61 その他の製造業)	3. 5 (6. 5)	35, 180 (655, 341)	432 (10, 158)	①
73 港湾貨物取扱事業	9	19, 477	223 433 } 656	①、④
74 港湾荷役業	13	26, 211		
81 電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3	152, 969	727	②、③

(注) 統合パターンの検討に際して、新規受給者数が1,000人以上の業種を括弧 () で記載している。

6. 本報告書の取扱い

本報告は、労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会における審議に資するよう提言したものであり、当該部会において業種区分の見直しを行う際には、今後の状況の変化等も勘案して議論されることを望む。

労災保険の業種区分に係る検討会 参集者

おかむら 岡村	くにかず 国和	獨協大学経済学部教授
かたよせ 片寄	いくお 郁夫	株式会社りそな銀行年金業務部 主席数理役（アクチュアリー）
こにし 小西	やすゆき 康之	明治大学法学部教授
さかい 酒井	ただし 正	法政大学経済学部教授
なκάす 中益	ようこ 陽子	亜細亜大学法学部准教授
はなおか 花岡	ちえ 智恵	東洋大学経済学部准教授
みながわ 皆川	あつや 農弥	東京海上日動火災保険株式会社企業商品業務部 保有企画グループ担当課長（アクチュアリー）
座長	もりと 森戸	ひでゆき 英幸
		慶應義塾大学大学院法務研究科教授

（五十音順）

業種区分の見直しに係る考え方

近年の業種区分の見直しは、「労災保険率の設定に関する基本方針」（平成 17 年 3 月 25 日）及び「労災保険の事業の種類に係る検討会報告書」（平成 25 年 3 月 21 日）で整理された考え方に基づき行われてきた。

労災保険率の設定に関する基本方針（平成 17 年 3 月 25 日）（抄）

1 業種別の設定

労災保険率は、業種別に設定する。

労災保険の業種区分は、労働災害防止インセンティブを有効に機能させるという観点から、作業態様や災害の種類の類似性のある業種グループ等に着目して、当該グループごとの災害率を勘案して分類することとする。

その際には、費用負担の連帯性の下に労働災害防止活動を効果的に浸透させていくことのできる業界団体等の組織状況等について斟酌しつつ、保険技術上の観点から、保険集団としての規模及び日本標準産業分類に基づく分類等をも勘案する。

労災保険の事業の種類に係る検討会報告書（平成 25 年 3 月 21 日）（抄）

業種の区分の再編は、「労災保険率の設定に関する基本方針」（平成 17 年 3 月 25 日制定）を基本とし、具体的には次のことも考慮すべきである。

（1）業種の区分の分離

- ① その他の各種事業は、平成 18 年度の業種区分の再編以降も、適用事業場数の 3 分の 1 を占めているが、このような大きな保険集団を分離する時には、関係業界団体等の組織・活動状況が労働災害防止活動を期待できるような状況であること。
- ② 新たに分離した業種の労災保険率が、労働災害防止のインセンティブを事業主に喚起させるような労災保険率であること

（2）業種の区分の統合

- ① 労災保険率は、災害の重篤さも含めた災害率に該当するものであることから、統合する対象の業種双方の労災保険率がほぼ同等であること
- ② 統合する対象の業種における作業態様が類似していること
- ③ 統合により、関係業界団体等の労働災害防止活動が停滞しないように、組織・活動状況を斟酌すること
- ④ 小さな保険集団をできる限りなくすため、統合する業種の区分の対象に、年間の新規受給者数が 1,000 人未満の業種の区分が含まれていること
- ⑤ 統合した業種の区分に係る災害率を経年的に把握・分析すること

なお、製造業以外の産業では、①業種の区分数が少ないこと、②産業の分類内の労災保険率に著しい差があることから、現状では、製造業内での業種の区分の再編を図るべきである。

労災保険率の業種別・適用事業場数及び適用労働者数

別添2

(平成28年度末時点)

業種			現行料率	事業場数	構成比	労働者数	構成比
全業種				2, 787, 965	100. 0%	57, 484, 440	100. 0%
林業				14, 258	0. 5%	64, 596	0. 1%
漁業				3, 776	0. 1%	28, 648	0. 0%
鉱業				3, 008	0. 1%	22, 242	0. 0%
建設事業				647, 785	23. 2%	5, 046, 790	8. 8%
製造業				366, 471	13. 1%	8, 601, 095	15. 0%
運輸業				74, 142	2. 7%	2, 903, 115	5. 1%
電気、ガス、水道又は熱供給の事業				2, 375	0. 1%	152, 969	0. 3%
船舶所有者の事業				4, 665	0. 2%	55, 742	0. 1%
その他の事業				1, 671, 485	60. 0%	40, 609, 243	70. 6%

林業	02又は03	林業	60	14, 258	0. 5%	64, 596	0. 1%
漁業	11	海面漁業	18	2, 065	0. 1%	19, 396	0. 0%
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	38	1, 711	0. 1%	9, 252	0. 0%
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業	88	78	0. 0%	1, 142	0. 0%
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	16	168	0. 0%	2, 787	0. 0%
	24	原油又は天然ガス鉱業	2. 5	30	0. 0%	1, 148	0. 0%
	25	採石業	49	1, 248	0. 0%	9, 234	0. 0%
	26	その他の鉱業	26	1, 484	0. 1%	7, 931	0. 0%
建設事業	31	水力発電、ずい道等新設事業	62	656	0. 0%	20, 873	0. 0%
	32	道路新設事業	11	2, 140	0. 1%	32, 441	0. 1%
	33	舗装工事業	9	6, 559	0. 2%	52, 699	0. 1%
	34	鉄道又は軌道新設事業	9	175	0. 0%	4, 071	0. 0%
	35	建築事業	9. 5	405, 609	14. 5%	3, 435, 232	6. 0%
	38	既設建築物設備工事業	12	111, 990	4. 0%	482, 123	0. 8%
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	6. 5	17, 228	0. 6%	257, 746	0. 4%
	37	その他の建設事業	15	103, 428	3. 7%	761, 605	1. 3%
製造業	41	食料品製造業	6	44, 684	1. 6%	1, 363, 560	2. 4%
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4	18, 632	0. 7%	366, 195	0. 6%
	44	木材又は木製品製造業	14	20, 105	0. 7%	199, 175	0. 3%
	45	パルプ又は紙製造業	6. 5	806	0. 0%	48, 466	0. 1%
	46	印刷又は製本業	3. 5	15, 873	0. 6%	275, 579	0. 5%
	47	化学工業	4. 5	13, 113	0. 5%	579, 358	1. 0%
	48	ガラス又はセメント製造業	6	1, 424	0. 1%	55, 127	0. 1%
	66	コンクリート製造業	13	5, 164	0. 2%	72, 691	0. 1%
	62	陶磁器製品製造業	18	1, 260	0. 0%	23, 074	0. 0%
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	26	5, 372	0. 2%	58, 043	0. 1%
	50	金属精錬業	6. 5	2, 507	0. 1%	177, 911	0. 3%
	51	非鉄金属精錬業	7	836	0. 0%	39, 339	0. 1%
	52	金属材料品製造業	5. 5	1, 777	0. 1%	67, 401	0. 1%
	53	鋳物業	16	2, 269	0. 1%	46, 688	0. 1%
	54	金属製品製造業又は金属加工業	10	52, 593	1. 9%	691, 343	1. 2%
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業	6. 5	1, 296	0. 0%	20, 856	0. 0%
	55	めつき業	7	2, 105	0. 1%	38, 139	0. 1%
	56	機械器具製造業	5	42, 228	1. 5%	828, 917	1. 4%
	57	電気機械器具製造業	2. 5	27, 331	1. 0%	1, 401, 919	2. 4%
	58	輸送用機械器具製造業	4	54, 380	2. 0%	1, 237, 063	2. 2%
	59	船舶製造又は修理業	23	7, 396	0. 3%	75, 748	0. 1%
	60	計量器、光学機械、時計等製造業	2. 5	5, 846	0. 2%	243, 982	0. 4%
	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3. 5	3, 255	0. 1%	35, 180	0. 1%
	61	その他の製造業	6. 5	36, 219	1. 3%	655, 341	1. 1%
運輸業	71	交通運輸事業	4	13, 851	0. 5%	784, 632	1. 4%
	72	貨物取扱事業	9	58, 664	2. 1%	2, 072, 795	3. 6%
	73	港湾貨物取扱事業	9	678	0. 0%	19, 477	0. 0%
	74	港湾荷役業	13	949	0. 0%	26, 211	0. 0%
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3	2, 375	0. 1%	152, 969	0. 3%
船舶所有者の事業	90	船舶所有者の事業	47	4, 665	0. 2%	55, 742	0. 1%
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13	63, 199	2. 3%	370, 531	0. 6%
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	13	22, 554	0. 8%	263, 260	0. 5%
	93	ビルメンテナンス業	5. 5	22, 931	0. 8%	1, 118, 929	1. 9%
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6. 5	14, 783	0. 5%	754, 591	1. 3%
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2. 5	6, 590	0. 2%	419, 240	0. 7%
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3	554, 923	19. 9%	14, 782, 168	25. 7%
	99	金融業、保険業又は不動産業	2. 5	66, 313	2. 4%	1, 914, 775	3. 3%
	94	その他の各種事業	3	920, 192	33. 0%	20, 985, 749	36. 5%

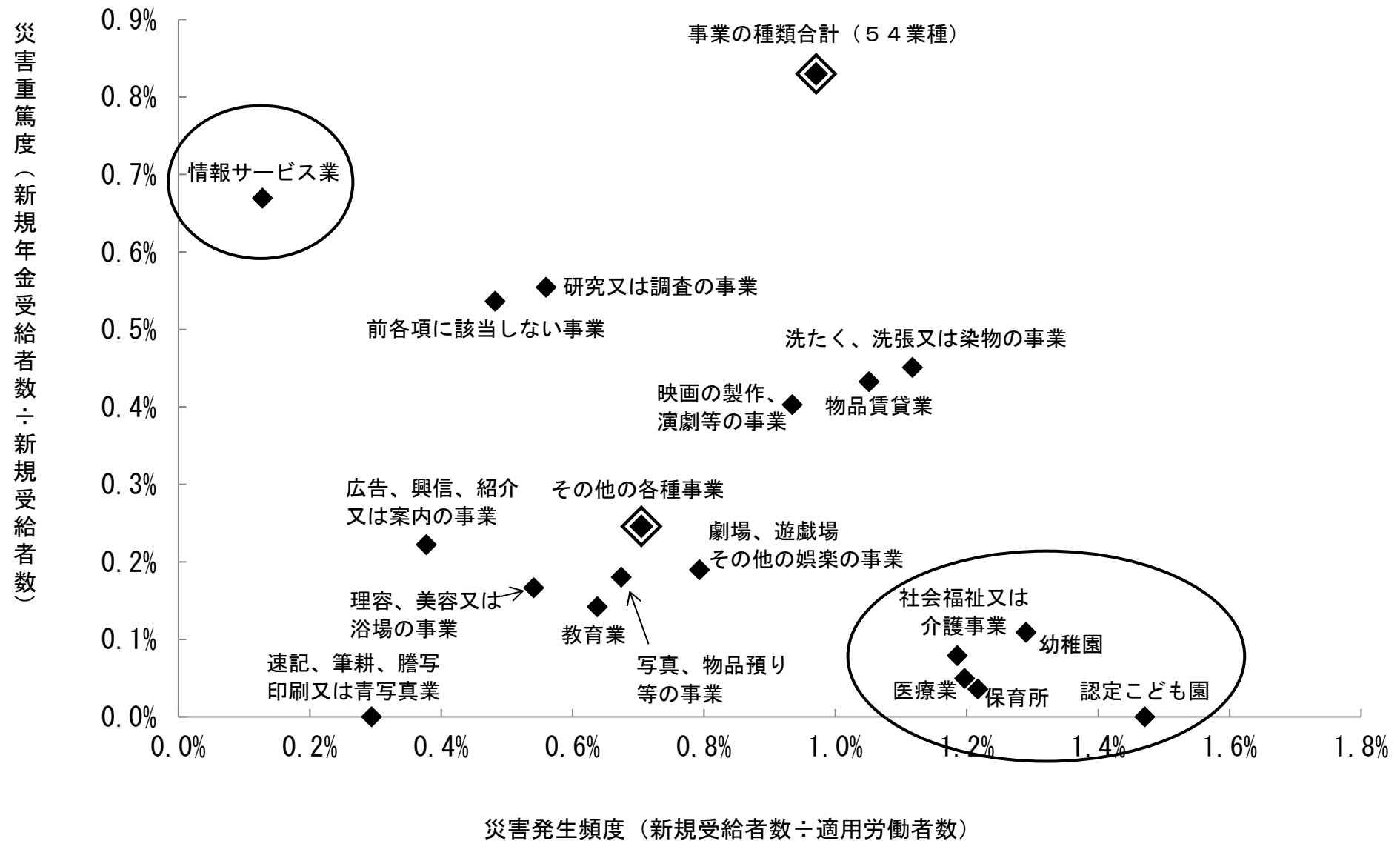
「94その他の各種事業」の細目別適用状況（平成26-28年度）

別添 3

番号	事業の種類・事業の種類の細目	① 適用事業場数	構成比	② 適用労働者数	構成比	③ 新規受給者数 (業災)	④ 新規年金 受給者数 (業災)	③÷② 災害発生頻度	④÷③ 災害重篤度
94	その他の各種事業	899,055	32.7%	20,441,974	36.2%	143,974	354	0.70%	0.25%
9411	広告、興信、紹介又は案内の事業	27,119	1.0%	556,423	1.0%	2,098	5	0.38%	0.22%
9412	速記、筆耕、謄写印刷又は青写真業	1,223	0.0%	68,059	0.1%	200	0	0.29%	0.00%
9418	映画の製作、演劇等の事業	4,714	0.2%	61,985	0.1%	579	2	0.93%	0.40%
9419	劇場、遊戯場その他の娯楽の事業	13,633	0.5%	575,181	1.0%	4,562	9	0.79%	0.19%
9420	洗たく、洗張又は染物の事業	7,490	0.3%	171,957	0.3%	1,921	9	1.12%	0.45%
9421	理容、美容又は浴場の事業	55,603	2.0%	295,821	0.5%	1,600	3	0.54%	0.17%
9422	物品賃貸業	9,006	0.3%	249,342	0.4%	2,621	11	1.05%	0.43%
9423	写真、物品預り等の事業	4,416	0.2%	54,840	0.1%	370	1	0.67%	0.18%
9425	教育業	36,068	1.3%	1,581,520	2.8%	10,084	14	0.64%	0.14%
9426	研究又は調査の事業	10,531	0.4%	343,752	0.6%	1,924	11	0.56%	0.55%
9431	医療業	147,386	5.4%	3,194,644	5.7%	38,226	19	1.20%	0.05%
9432	社会福祉又は介護事業	67,939	2.5%	2,417,924	4.3%	28,658	23	1.19%	0.08%
9433	幼稚園	4,850	0.2%	71,047	0.1%	917	1	1.29%	0.11%
9434	保育所	14,118	0.5%	304,945	0.5%	3,710	1	1.22%	0.04%
9435	認定こども園	1,419	0.1%	25,493	0.0%	375	0	1.47%	0.00%
9436	情報サービス業	33,116	1.2%	1,090,859	1.9%	1,394	9	0.13%	0.67%
9416	前各項に該当しない事業	440,343	16.0%	9,158,423	16.2%	44,124	237	0.48%	0.54%
	事業の種類合計（54業種）	2,747,414	100.0%	56,394,530	100.0%	547,238	4,543	0.97%	0.83%

（注）細目の適用上分類不明のものが生じるため、適用事業場数・適用労働者数の細目計がその他の各種事業全体と一致しないことがある。

「94その他の各種事業」の各細目の災害発生頻度及び重篤度（平成26-28年度）



業界ヒアリング結果等を踏まえ整理した事項

(a) 「9425 教育業」

作業態様

- 教室で講義を行うことを中心とした作業。
- 学校（特に小中学校）とそれ以外の教育機関では、教員と職員の分業体制に相違。

災害の種類及び特徴

- 公立学校においては、教員の長時間労働やストレスに起因する精神疾患が課題となっている。メンタルヘルスによる休職者の割合が高いという特徴がある。
- 子供向け教育を提供する機関においては、学校であるか否かを問わず、子供との接触に起因する負傷が発生する。

業界団体の組織状況及び取り組み状況

- 私立学校の業界団体が存在するものの、労働災害の実態把握や労働災害防止対策のために指導的な役割を担っているわけではない。
- 「学校における働き方改革に関する緊急対策」は、公立学校のみならず私立学校にも周知されており、学校教育全体の課題として認識されている。
- 資格取得や生涯学習等を支援する民間教育機関の業界は、長時間労働を喫緊の課題とはとらえていない。

(b) 「9431 医療業」

作業態様

- 国家資格保有者（医師、看護師等）を中心とする体制。特に、看護職が多い。
- 直接、生死と対峙する作業。

災害の種類及び特徴

- 業務上のハザードは大きく7類型（生物学的要因、物理的要因、化学的要因、人間工学的要因、交通移動要因、勤務・労働時間要因、心理・社会的要因）。
- 長時間労働や、生死と直接対峙する心理的負荷による過労及び精神疾患。

業界団体の組織状況及び取り組み状況

- 職業としての医師、かつ、医療機関経営者たる医師を代表する業界団体が存在。
- 医師のほかにも職業ごとに職能団体が存在。それぞれの立場から医療に係る課題の解決に向けて取り組みつつ、審議会等に参画して共同で課題解決を図ることも多い。
- 看護職の職能団体においても、医療業の労働環境についての認識は共通。

(c) 「9432 社会福祉又は介護事業」

作業態様

○児童福祉事業（保育所を除く）

- ・ 保育士、特別支援学校教員、臨床心理士等を中心とした作業。
- ・ 障害分野、児童心理分野等の学際的な領域であり、ノウハウも進化の途上。

○障害者福祉事業

- ・ 生活支援員を中心とした体制。比較的常勤が多いものの、配置基準上はパート職員も常勤換算が可能となっており、職員配置上の柔軟性は高まっている。
- ・ 入所施設においては、夜間も対応できる体制が必要。
- ・ 移乗介助について老人介護との共通点はあるものの、個別の利用者の状況に応じて柔軟に対応を変えていく必要性は、障害者福祉の方が顕著。

○老人福祉・介護事業（施設）

- ・ 介護職員を中心とした体制。
- ・ 入居サービスにおいては、24 時間サービスに対応するため、シフト制を敷く。
- ・ デイサービスでは、5 人程度の体制でサービス提供することが多い。
- ・ 常勤割合が高い。外国人労働者も増加傾向。

○老人福祉・介護事業（訪問）

- ・ ケアマネージャーを中心に情報を共有して、複数の事業者が一人の利用者にサービスを提供する。
- ・ 各ヘルパーは、自宅から出発して一人で利用者宅を巡回することも多い。
- ・ 短時間勤務者が多い。
- ・ 利用者宅にある介護補助機器を使うことが前提で作業に従事する。

災害の種類及び特徴

○児童福祉事業（保育所を除く）

- ・ 子供を庇う／子供と接触することに起因する怪我や腰痛。
- ・ 保護者対応に起因する心理的負荷。

○障害者福祉事業

- ・ 利用者との接触による負傷。
- ・ 身体障害者福祉サービスにおいては、移乗介助に伴う腰痛も発生する。
- ・ 知的障害者福祉サービスにおいては、腰痛が課題とは認識されていない。
- ・ 複数人体制での作業や、施設における機器の導入により軽減できるものもある。

○老人福祉・介護事業（施設）

- ・ 施設においては慢性腰痛が発生しているものの、正しく使えば相当程度防止できる機器も普及してきた。
- ・ デイサービスの送迎に際しては、交通事故リスクがある。

○老人福祉・介護事業（訪問）

- ・ 短時間勤務者が多いため、負荷のかかる総時間に依存する慢性腰痛は、必ずしも多くない。
- ・ 日本の住宅事情による作業環境の制約が、ぎっくり腰や転倒リスクの要因となる。

- ・第三者の目が入りにくい個人宅がサービス提供の場となるため、精神的なストレスとなり得る。

業界団体の組織状況及び取り組み状況

- 近年では、社会福祉法人のほか、営利法人や NPO 法人等、多数の主体が参画。
- 業界団体も多数存在する中、一つの法人／事業場が、自らが展開する福祉サービスの種類に応じて、複数の業界団体を選択して所属する構造となっている。
- 児童福祉事業（保育所を除く）
 - ・現在、サービスを利用している児童は、支援が必要な児童の一部に止まっており、潜在的な需要は高いため、業界としては拡大傾向。
 - ・ただし業界団体自身が積極的に拡大路線をとっていないこともあり、業界組織率が高いわけではない。
- 障害者福祉事業
 - ・40 以上の障害者団体が存在し、内容も細分化されている。
- 老人福祉・介護事業（施設）
 - ・介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、軽費老人ホームに係る組織率は高い一方、通所サービスの組織率は、相対的に低い。
- 老人福祉・介護事業（訪問）
 - ・一つの業界団体に、訪問介護事業を営む上場企業の多くが加入するとともに、地域密着型の小規模事業者も、同じ団体に加入。

(d) 「9433 幼稚園」

作業態様

- 各クラスに一人の担任教諭を配置。
- 預かり保育を提供する場合、稼働時間が長くなる。

災害の種類及び特徴

- 子供を庇う／子供と接触することに起因する怪我や腰痛。
- 保護者対応に起因する心理的負荷。

業界団体の組織状況及び取り組み状況

- 全国の私立幼稚園のうち約 8,000 が、全日本私立幼稚園連合会に加盟（平成 26 年経済センサスにおける民営幼稚園数は 8,237）。
- 私立幼稚園団体と緊密な相互連携が図られているわけではないものの、国公立幼稚園に係る連絡組織として、全国国公立幼稚園・こども園長会等が存在。

(e) 「9434 保育所」

作業態様

- 11 時間以上開所するため、シフト制が前提となる。
- 保育士、調理員、看護師のほか、近年では子育て支援員も参画している。

災害の種類及び特徴

- 子供を庇う／子供と接触することに起因する怪我や腰痛。
- 保護者対応に起因する心理的負荷。

業界団体の組織状況及び取り組み状況

- 全国規模の 3 団体で、認可保育所の多くを網羅。団体間の連絡も緊密。
- 認定こども園の認可を受けた会員も、引き続き所属する場合が多い。
- 個々の会員は、小学校や教育委員会、児童発達支援センター等とも、日常的に連携。

(f) 「9435 認定こども園」

作業態様

- 幼稚園と保育所、双方の人員配置及び設備基準を具備してサービスを提供する。
- 幼稚園教諭と保育士、双方の資格を有する者が多い。

災害の種類及び特徴

- 子供を庇う／子供と接触することに起因する怪我や腰痛。
- 保護者対応に起因する心理的負荷。

業界団体の組織状況及び取り組み状況

- 全国規模で活動する団体が少なくとも 3 団体存在する。
- 既存の幼稚園や保育所から移行してくる園が多く、引き続き幼稚園、保育所の団体に属する会員も多い。
- 個々の会員は、小学校や教育委員会、児童発達支援センター等とも、日常的に連携。

(g) 「9436 情報サービス業」

作業態様

- システムコンサルタント、設計者、ソフトウェア作成者が多数従事。
- オフィス内でのデスクワークが中心だが、取引先に出張して作業することもある。24 時間サービスを提供する場合、シフト制も必要となる。
- 発注者からの仕様変更や、実装すべき機能が法令改正の影響を受ける等、外的要因によるスケジュール上の制約が生じやすい。

災害の種類及び特徴

- 長時間労働やストレスに起因する精神疾患。
- 精神障害に係る認定件数÷新規受給者数の値が、他の業種と比して大きい。

業界団体の組織状況及び取り組み状況

- 受託開発、パッケージソフト、組み込み、ゲームという4つの分野に大別。それぞれ業界団体を形成しつつ、情報サービス業全体として連携した活動も多い。
- 長時間労働が業界全体の課題であるとの認識の下、業界として「働き方改革宣言」を出して対策に取り組む。
- 通信業の業界団体と緊密な接点はないものの、会員企業は双方の団体に所属する場合もある。

細目間の状況

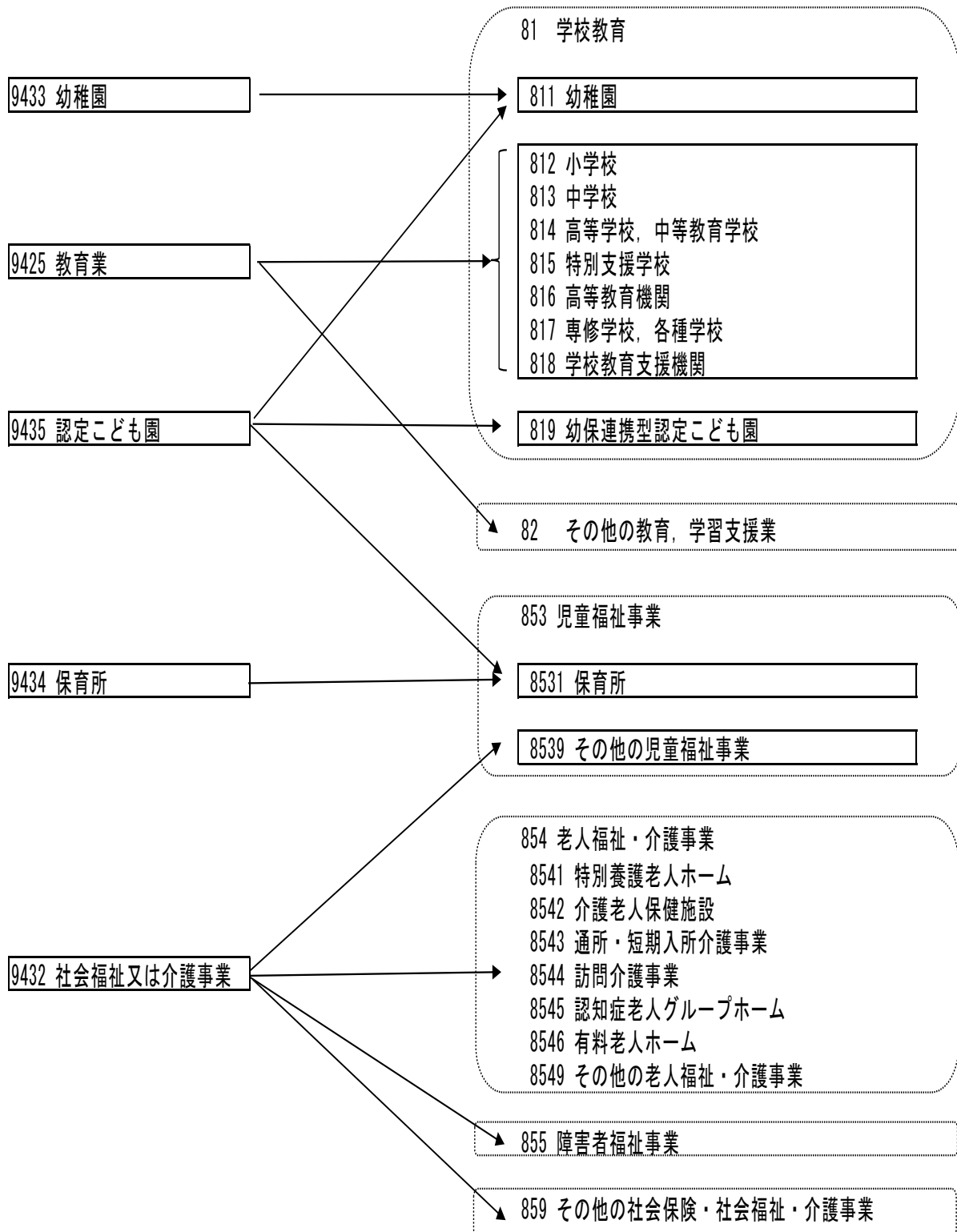
(1) 日本標準産業分類との対応関係

細目	対応する主な日本標準産業分類
9425 教育業	81 学校教育（811 幼稚園、819 幼保連携型認定こども園を除く） 82 その他の教育、学習支援業
9431 医療業	83 医療業 84 保健衛生 741 獣医業
9432 社会福祉又は介護事業	8539 その他の児童福祉事業 854 老人福祉・介護事業 855 障害者福祉事業 859 その他の社会保険・社会福祉・介護事業
9433 幼稚園	811 幼稚園
9434 保育所	8531 保育所
9435 認定こども園	811 幼稚園 819 幼保連携型認定こども園 8531 保育所
9436 情報サービス業	39 情報サービス業 40 インターネット附随サービス業

「9425 教育業」、「9432 社会福祉又は介護事業」、「9433 幼稚園」、「9434 保育所」、「9435 認定こども園」の対応関係を図示すると次頁のとおり。

労災保険率適用事業細目

日本標準産業分類



(2) 保険集団の規模

労災保険適用状況

細目	適用事業場数	適用労働者数	新規受給者数 (業務災害)	新規年金受給者 数 (業務災害)
9425 教育業	H26 年度 36,153 H27 年度 35,299 H28 年度 36,751 H29 年度 38,258	H26 年度 1,551,492 H27 年度 1,576,700 H28 年度 1,616,368 H29 年度 1,665,715	H26 年度 10,540 H27 年度 9,879 H28 年度 9,834 H29 年度 10,304	H26 年度 9 H27 年度 19 H28 年度 15 H29 年度 12
9431 医療業	H26 年度 116,842 H27 年度 161,399 H28 年度 163,917 H29 年度 165,611	H26 年度 3,054,586 H27 年度 3,222,666 H28 年度 3,306,679 H29 年度 3,373,248	H26 年度 36,531 H27 年度 38,555 H28 年度 39,593 H29 年度 42,498	H26 年度 26 H27 年度 16 H28 年度 15 H29 年度 18
9432 社会福祉又は介護事業	H26 年度 58,773 H27 年度 70,744 H28 年度 74,300 H29 年度 77,200	H26 年度 2,455,081 H27 年度 2,336,156 H28 年度 2,462,536 H29 年度 2,574,753	H26 年度 24,783 H27 年度 29,526 H28 年度 31,664 H29 年度 34,418	H26 年度 24 H27 年度 25 H28 年度 19 H29 年度 22
9433 幼稚園	H26 年度 3,741 H27 年度 5,440 H28 年度 5,368 H29 年度 5,318	H26 年度 69,274 H27 年度 71,057 H28 年度 72,811 H29 年度 72,616	H26 年度 505 H27 年度 987 H28 年度 1,258 H29 年度 1,477	H26 年度 2 H27 年度 0 H28 年度 1 H29 年度 0
9434 保育所	H26 年度 11,153 H27 年度 15,317 H28 年度 15,883 H29 年度 16,546	H26 年度 283,019 H27 年度 306,573 H28 年度 325,244 H29 年度 346,614	H26 年度 2,078 H27 年度 4,038 H28 年度 5,015 H29 年度 5,644	H26 年度 0 H27 年度 2 H28 年度 2 H29 年度 0
9435 認定こども園	H26 年度 931 H27 年度 1,546 H28 年度 1,781 H29 年度 2,075	H26 年度 18,764 H27 年度 25,523 H28 年度 32,191 H29 年度 42,041	H26 年度 237 H27 年度 358 H28 年度 530 H29 年度 711	H26 年度 0 H27 年度 0 H28 年度 0 H29 年度 0
9436 情報サービス業	H26 年度 29,914 H27 年度 33,717 H28 年度 35,716 H29 年度 37,475	H26 年度 1,054,065 H27 年度 1,078,014 H28 年度 1,140,498 H29 年度 1,177,535	H26 年度 979 H27 年度 1,534 H28 年度 1,669 H29 年度 1,809	H26 年度 6 H27 年度 13 H28 年度 9 H29 年度 5

平成 26 年経済センサス

日本標準産業分類	民営事業所数	民営従業者数	民営雇用者数	細目
812 小学校	289	10,531	10,531	9425 教育業
813 中学校	685	22,946	22,946	
814 高等学校, 中等教育学校	1,819	115,824	115,824	
815 特別支援学校	59	2,379	2,379	
816 高等教育機関	2,271	540,057	540,057	
817 専修学校, 各種学校	4,228	119,869	119,454	
818 学校教育支援機関	19	1,081	1,081	
82 その他の教育, 学習支援業	151,944	821,834	720,907	
83 医療業	256,602	3,761,519	3,570,681	9431 医療業
84 保健衛生	2,552	68,575	68,218	
741 獣医学	9,710	49,316	43,118	
8539 その他の児童福祉事業	11,531	141,644	141,231	9432 社会福祉又は介護事業
8541 特別養護老人ホーム	8,699	569,807	569,807	
8542 介護老人保健施設	3,713	281,156	281,156	
8543 通所・短期入所介護事業	31,713	486,147	486,055	
8544 訪問介護事業	18,768	392,339	392,288	
8545 認知症老人グループホーム	10,321	178,361	178,354	
8546 有料老人ホーム	6,458	190,510	190,500	
8549 その他の老人福祉・介護事業	13,819	127,274	127,220	
855 障害者福祉事業	23,956	364,801	364,730	
859 その他の社会保険・社会福祉・介護事業	4,911	107,778	107,722	
811 幼稚園	8,237	149,261	148,830	9433 幼稚園
				9435 認定こども園
8531 保育所	22,228	452,812	449,474	9434 保育所
				9435 認定こども園
819 幼保連携型認定こども園	—	—	—	9435 認定こども園
39 情報サービス業	36,019	1,074,381	1,073,669	9436 情報サービス業
40 インターネット附随サービス業	5,033	83,093	82,809	

(注 1) 雇用者数＝有給役員＋常用雇用者＋臨時雇用者。

(注 2) 平成 26 年経済センサスでは、「819 幼保連携型認定こども園」は表章されていない。